

工事費内訳書の提出について

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、入札の際、入札書に記載された額の内訳書を提出することが義務化されたことに伴い、下記対象工事における入札金額の根拠となる内訳書の提出を求めることとします。

記

- 1 対象工事 東福岡地区污水管渠改築工事（20 工区）
- 2 様式 任意様式（ただし A 4 サイズに限る）
- 3 記載要領
 - （1）表紙
 - ・日付は入札日を記載してください。
 - ・工事名については指名競争入札通知書のとおり記載してください。（裏面参照）
※工事名が確認できない場合は入札無効となります。
 - ・住所、会社名、代表者名を記し必ず押印してください。
 - （2）本工事費内訳書
 - ・入札書に記載されている入札金額に合致した工事費内訳書とし、記載内容は最低限、設計書に示す費目、工種、施工名称、数量等に基づき、入札額の根拠とした単価、金額（直接工事費）及び諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）を明記してください。
 - ・入札額と総括表の合計額（税抜き額）を確認しますので、総括表と総括表に計上されている全ての本工事費内訳書の提出が必要となります。（A 代価表以下は提出不要）
 - ・値引き額（マイナス数字）での調整をしないでください。
※消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載してください。
- 4 提出方法
 - ・表紙及び本工事費内訳書をホッチキス止めにして入札書と併せて投函してください。
 - ・内訳書のみの場合は、内訳書に 3（1）の内容を明記してください。
- 5 特記事項
 - ・各工事種目の内訳について確認する必要がある場合は、種目別以下の内訳書（明細書等）の提出を求めることがあります。

※工事費内訳書の未提出又は工事費内訳書に記載されている積算価格（消費税を加算する前の合計額）と入札書の入札金額が一致していない場合は入札が無効になるのでご注意ください。

令和 年 月 日

工事名：東福間地区污水管渠改築工事（20 工区）

工 事 費 内 訳 書

住所又は所在
氏名又は名称
代表者氏名

⑥